

1 概要

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019年4月)の指摘を踏まえ、本研究会において、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向け、移動通信の接続料における「将来原価方式」による算定方法等について、固定通信の接続料に関して蓄積された知見を活用しつつ、集中的に検討を行う。

2 主な検討事項

- (1) 移動通信の接続料における「将来原価方式」による算定の在り方
- (2) その他

3 検討体制の変更

- (1) 移動通信の接続料に関する検討は、固定通信の接続料に関する検討と議事を分けて実施。
- (2) オブザーバーにNTTドコモを追加。オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加。
- (3) 座長は、必要と認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行。

4 「将来原価方式」に係る検討スケジュール(想定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	●	●	●	●	●	●
	24日	14日 31日				
(将来原価方式)	進め方等確認 論点確認 討議	事業者ヒア 討議 【非公開】(必要に応じ事業者ヒア実施)	討議 報告書 骨子	報告書案 ↓ パブコメ		報告書

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(抜粋)①

(1) 将来原価方式関係

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

(3) 対応の方向性

① 適正性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である(図表3参照)。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(抜粋)②

図表3 「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項

	一種指定制度における「将来原価方式」の概要	二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項
方法①合理的な将来予測	<ul style="list-style-type: none"> 「原価」及び「利潤」の算定の基礎となる「設備管理運営費」と「正味固定資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定すること、「需要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用することが、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)に規定。 これらの3項目の具体的な将来予測の方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 一種指定制度と異なり認可制ではないこと、対象事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な将来予測の方法を予め定める必要があるのではないか。 定めることとする場合に、どのような将来予測の方法とするのが適当か。 「原価」及び「需要」の算定方法については、これまで必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えないところ、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。
調整②予測と実績の乖離	<ul style="list-style-type: none"> 一種接続料規則において、予測と実績の差額の調整は予定されていないが、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないことから、事業者からの申請により事後的に「乖離額調整」が認められている(一種接続料規則第3条の規定に基づく許可)。 「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の支払差額を、次期接続料に反映する方法により行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予測と実績の乖離をどのような方法により調整することが適当か。 ※ 二種指定制度で採用されている「精算」は、各社ごとの精算となるので、市場変化が激しい状況では「乖離額調整」よりもMVNO間の公平性は確保されるが、予見性の面で劣る。 ※ 「乖離額調整」では、差額が生じる時期と調整がされる時期が一致しないことから、市場変化が激しい状況において、MVNO間の公平性が確保されない可能性がある。 調整方法を予め定める必要はあるか。
適用要件③	<ul style="list-style-type: none"> 一種接続料規則により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに「将来原価方式」を用いることが可能。 現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNIに関する機能と光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)において用いられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定制度では音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機能が設定されているところ、「将来原価方式」の適用はデータ伝送交換機能のみでよいか。
期間等④接続料算定	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定期間は、一種接続料規則において「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされている。 直近では、NGNIに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては3年から4年の算定期間をNTT東西が設定し、認可申請を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定期間や算定頻度をどのように設定することが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。 接続料の報告時期について、現在は年度末に提出されているところ、これを早めることは可能か。